

南房総市立保育所運営規程

制定日：令和5年4月1日

(施設の名称等)

第1条 南房総市が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
南房総市立三芳保育所	南房総市明石20番地

(施設の目的)

第2条 南房総市立保育所（以下「保育所」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、登所を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 保育所は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指すものとする。

2 保育所は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めるものとする。

3 保育所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 保育所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 保育所は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育所が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
所長	1人	特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
副所長	1人	所長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援及び保育内容について他の職員を統括する。
主任保育士	1人	所長及び副所長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。
保育士	4人以上	保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
養護教諭	1人	幼稚園における病気やけがの手当て、健康診断、集団保健指導といった保健活動を行う。
特別支援員	1人以上	支援が必要な子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
栄養士	1人	子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、保育所全般の食育を行う。
調理員	1人以上	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

2 前項各号に掲げる職員の員数は、入所人数により変動するものとする。ただし、千葉県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年千葉県条例第85号。)で定める配置基準以上で、かつ、保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 保育所の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 保育所は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年始休日（1月2日及び1月3日）

(3) 年末休日（12月29日から12月31日）

3 保育所は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要があるとき又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 保育所は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時15分から午後6時15分までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時15分から午後4時15分までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 保育所の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時15分から午後6時15分まで

(2) 土曜日 午前7時15分から午後0時30分まで

3 保育所は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 保育所は、南房総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南房総市条例第22号）（以下「条例」という。）第3条の規定によりその例によることとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（以下、「府令」という。）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担を利用子どもの保護者から徴収するものとする。

2 保育所は、条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第13条第4項の規定により、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表第1に掲げる実費を徴収するものとする。

3 保育所は、南房総市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例第115号）第9条第2項の規定により、延長保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表第2に掲げる費用を徴収するものとする。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

施設名	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	合計
南房総市立三芳保育所	2号・3号	12人	18人	20人	40人	90人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 保育所は、市が行った利用調整により保育所の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じるものとする。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認するものとする。

3 保育所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から保育所の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 保育所の職員は、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 保育所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 保育所は、保育所での生活の中で児童の様子を確認し、必要に応じ関係機関と連絡を取り、児童の人権保護のための措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

第14条 保育所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保育所は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得なければならない。ただし、特段の理由がある場合又は別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 保育所は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 保育所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 保育所は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 保育所は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告するものとする。

(記録の整備)

第16条 保育所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 条例第15条第1項各号に定める特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 条例第12条の規定による特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 条例第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 条例第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

●別表第1 (第8条関係)

	利 用 料	支払期日
給食費 3歳児クラス	主食費 月額 350円 副食費 月額 4,500円(市条例で定める免除対象者は徴収しない。)	毎月末日(12月・3月は、25日)
保険(日本スポーツ振興センター)	年額 240円	5月又は入所月に集金

●別表第2 (第8条関係)

	利 用 料	支払期日
延長保育料(保育短時間のみ)	30分につき100円	翌月末日